

資料 2

明石市社会福祉審議会規則

（目的）

第1条 この規則は、明石市社会福祉審議会条例（平成29年条例第25号）第8条の規定に基づき、明石市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（専門分科会）

第3条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。第7条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長がその専門分科会に属する委員の中から指名した者がその職務を代理する。

（専門分科会の会議）

第4条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長となる。ただし、専門分科会長が選出されていないときは、委員長が招集する。

2 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、専門分科会の会議を招集しなければならない。

3 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 専門分科会の議事は、その専門分科会に属する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審査部会）

第5条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設置する審査部会（以下単に「審査部会」という。）に審査部会長を置き、審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 審査部会長は、審査部会の会務を総理する。

3 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長が審査部会に属する委員の中から指名した者がその職務を代理する。

4 第4条（第2項を除く。）の規定は、審査部会の会議について準用する。この場合において、同条中「専門分科会」とあるのは「審査部会」と、同条第1項中「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

（その他の部会）

第6条 前条に定めるもののほか、審議会は、専門分科会にその他の部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、専門分科会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 第4条（第2項を除く。）並びに前条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条（第2項を除く。）中「専門分科会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、前条第2項及び第3項中「審査部会長」とあるのは「部会長」と、「審査部会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（審議会の決議）

第7条 審議会は、専門分科会及び部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（決議の特例）

第8条 審査部会及び部会においては、審査部会長又は当該部会の部会長が急施を要するため、会議を招集するいとまがないと認めるときは、会議を開かずとも、委員及び臨時委員が書面その他の方法により意思表示をすることにより決議することができる。

- 2 前項の場合において、審査部会及び部会の議事は、第5条第4項及び第6条第4項において読み替えて準用する第4条第4項の規定にかかわらず、その審査部会又は部会に属する委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長又は部会長の決するところによる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、福祉局において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。